

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会及び佐久市地域公共交通会議について

1 会議の目的

佐久市では、道路運送法に基づく(1)「佐久市地域公共交通会議」と、佐久市地域公共交通網形成計画の進捗を管理し、より良い市内の地域公共交通体系の構築を目指し協議する(2)「佐久市地域公共交通確保維持改善協議会」の2つの会議体を組織しています。

地域公共交通とは、主に市内のバス及びデマンド交通のことを指します。

(1) 佐久市地域公共交通会議

道路運送法の規定に基づき、交通事業者、道路管理者、関係行政機関、関係諸団体等で組織され、主に、路線経路や運賃について協議することを目的とします。

(2) 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

当初は国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業に基づいて設置した組織で、委員構成は①と同じです。国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業について、計画の申請・評価を行うことを目的とします。

合わせて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた協議会でもあり、平成29年3月に策定した佐久市地域公共交通網形成計画の進捗を管理し、より良い市内の地域公共交通体系の構築について協議することを目的とします。

2 委員の任期

次期委員の任期は、上記(1)・(2)ともに、令和3年6月11日から令和5年6月までの2年間となります。

ただし、人事異動や役員交代等による任期途中で委員交代の場合は、任用時から令和5年6月までとします。

3 委員構成

別紙名簿のとおり(35名)

4 会議の開催について

協議する内容に応じ、①②を単独または同時に開催しますが、ほとんどの場合、同時に開催しています。

通常の会議は、1回あたり1時間～2時間程度の会議時間で、主に昼間に開催しています。(しかしながら、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、文書等で協議をしました。)

今年度につきましても、簡易な内容の協議については可能な限り文書での協議としますが、協議内容によっては、必要最低限の内容で会議を開催いたします。また、開催にあたっては、感染症の感染防止対策を十分に講じます。

5 委員報酬

下表のとおりお支払いします。

対象者	行政関係機関以外の委員
委員報酬	3,250円(会議出席1回あたり)
交通費	37円/km(車の場合)
支払方法	口座振込(会議日以降に支払い)

※書面協議は報酬支払い対象外です。

6 事務局

佐久市役所環境部

生活環境課生活公共交通係

TEL : 0267-62-3094 (直通)